

19 バリアフリー住宅改修支援事業

—安心して改修できる仕組みづくり—

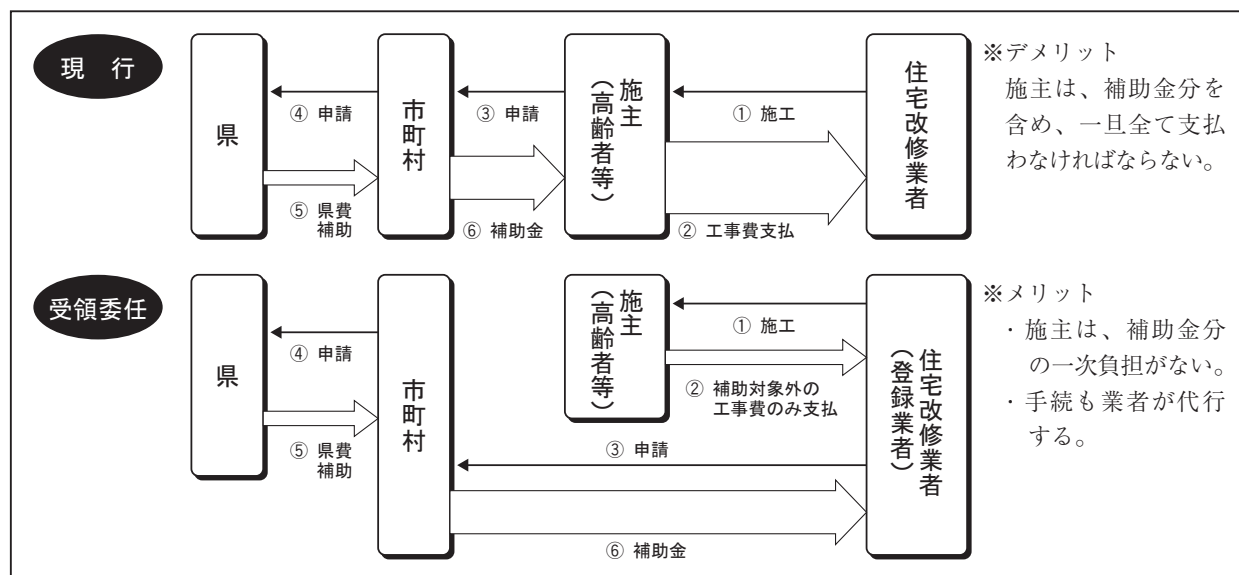
1 事業の目的

住宅改修業者のバリアフリーに関する知識向上を図り、また、適切な設計・施工の体制を整備することにより、安心してバリアフリー住宅改修ができる環境をつくる。

2 事業の内容

(1) 受領委任制度

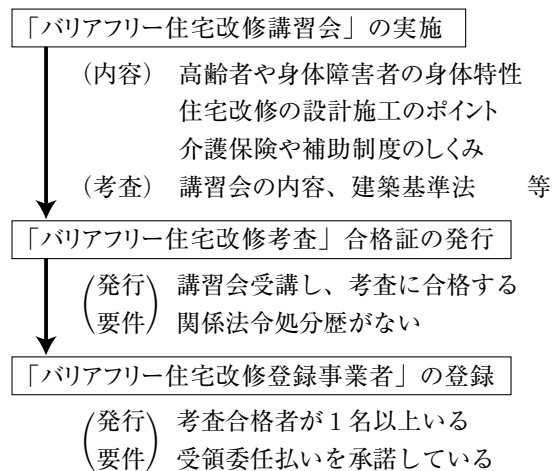
介護保険制度の住宅改修に係る給付金や自立支援型住宅リフォーム資金助成制度の補助金を施主に代わって住宅改修業者が受領できる「受領委任制度」を実施する。



▲ 自立支援型住宅リフォーム資金助成制度の受領委任制度のスキーム

(2) 住宅改修登録業者の登録制度

受領委任制度により、住宅改修登録業者の受注機会が増えるメリットはあるが、講習会を受講し、考査に合格する必要がある。



※ H16年までに229社が登録されている。

(3) リフォームに係る相談体制の整備

弁護士、理学療法士 (PT)、作業療法士 (OT)、建築士や大学教授等の専門家へ委嘱し、施主からのトラブルの相談や業者からの設計・施工に関する相談に応じる。(県が経費負担)

また、これらの事業の事務については、NPO法人バリアフリー総合研究所が講習会の受講料や業者の登録料で運営している。